

吹田市立図書館資料の紛失等の場合の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市立図書館館外貸出規程(平成5年教育長訓令第8号)の規定に基づき、利用者が図書、雑誌、紙芝居、地図、パンフレット等の活字資料及び視聴覚資料並びにこれらの付録物(以下「資料」という。)の紛失、汚損又は破損(以下「紛失等」という。)をした場合の民法(明治29年法律第89号)第709条の規定による損害賠償に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償)

第2条 利用者は、資料の紛失等をしたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、資料の紛失等の理由が天災その他の利用者の責めに帰することのできない理由であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する者は、吹田市立図書館館外貸出規程(平成5年吹田市教育長訓令第8号)第11条の規定による資料の紛失等の届出の際に、資料の紛失等の理由を確認することができる書類を提示し、「弁償免除申請書」を当該資料の所蔵図書館の館長を経由して中央図書館長に提出しなければならない。

(損害賠償の方法)

第3条 資料の紛失等による損害の賠償(以下この条及び次条において「弁償」という。)は、紛失等をした資料と同一の資料により行うものとする。ただし、絶版、非売品等の理由で同一の資料の入手が困難であるときは、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 雑誌以外の資料は、当該資料の所蔵図書館の館長が指定する同程度の価格の別の資料により弁償するものとする。

(2) 雑誌は、最新号により弁償するものとする。

(受領書の交付)

第4条 弁償を受けたときは、当該図書館の館長は、直ちに、弁償をした者に対し、「弁償資料受領書」を交付しなければならない。この場合において、館長は、「弁償資料受領書発行控え」を保管しなければならない。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、資料の紛失等による損害の賠償に関し必要な事項は、地域教育部長の承認を得て、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。